	(3)　IMDGコード6.2.4.1に規定する温水浴槽試験に合格するものであること。
SP339	次の掲げる要件を満たすものに限る。 (1)　許容容量が120ml以下であること。 (2)　55℃における内圧が5MPa以下であること。 (3)　その設計仕様は、55℃における設計圧力の2倍又は設計圧力より200kPa高い圧力のうちいずれか高い方の圧力（最低外殻破裂圧力）に、漏えい又は破裂しないものであること。 (4)　製造者が定める手順書に従って充てんされていること。 (5)　製造者はカートリッジと共に次の情報を提供すること。 （ｉ）　最初の充てん前及び再充てんの前に実施される検査手順 （ii）　安全予防策及び潜在的危険性 （iii）　規定容量に達した時の判定方法 （iv）　最低及び最高圧力の範囲 （ｖ）　最低及び最高温度の範囲 （vi）　最初の充てん及び再充てんについての守るべきその他の要件（最初の充てん及び再充てんに使用すべき機器の種類を含む。） (6)　通常の運送状態において内容物が漏れることがないよう設計され製造されたものであって、次に掲げる試験に合格する設計仕様のものであること（燃料電池と一体型のものを含む。）。 （ｉ）　落下試験 次に掲げる落下姿勢での堅い落下面への1.8m落下試験をおこない、カートリッジに規定充てん圧力を充填し、石けん水又はその他の同等な方法により漏えいしそうな全ての箇所を検査した場合に、漏えいがないこと。カートリッジは破裂するまで流体力学的に加圧されること。記録される破裂圧力は最低外殻破裂圧力の85%を超えていること。 イ　遮断弁のある端部の垂直落下 ロ　遮断弁の反対側の端部の垂直落下 ハ　上向き状態にした直径38mmの鋼製棒の先端への落下 ニ　遮断弁のある端部の角度45°での落下 （ii）　火災試験 規定容量まで水素で満たされているものにあっては、火災巻き込み試験の要件に適合するものであること。ただし、統合された排出機能を有する設計となっているものであって、次に掲げる要件を満たすものは、火災試験に合格したものとみなす。 イ　破裂することなく、内圧がゲージ圧力で0の状態になるまで水素を放出することができるものであること。 ロ　破裂することなく、20分間の火災に耐えられるものであること。 （iii）　水素サイクリング試験 カートリッジの水素充てん量を規定容量の5%以下の状態から95%以上の状態にした後、再度5%以下の状態に戻すようなサイクルで、実施する。充てんの際の圧力は規定充てん圧力を使用し、温度は通常の作動域内の温度に維持されていること。当該サイクル作業は少なくとも100回続けて行われること。サイクリング試験後に、カートリッジに水素を再充てんし、カートリッジの体積を測定すること。本試験を行ったカートリッジの体積が、規定容量の95%まで水素を充てんかつ最低外殻破裂圧力の75%に加圧した本試験を行っていないカートリッジの体積を超えない場合には、当該カートリッジの設計仕様は水素サイクリング試験に合格したとみなす。 （iv）　製品漏えい試験 規定充てん圧力まで加圧した状態で15℃±5℃において、石けん水又はその他の同等の方法により漏えいしそうな全ての箇所を検査した場合に漏えいがないものであること。各カートリッジには、次に掲げる情報が恒久的に表示されていること。 イ　規定充てん圧力（単位はメガパスカル（MPa）で表示）

	ロ　製造者の認識番号又は固有の識別番号 ハ　最長耐用年数に基づく有効期限（年数を4桁、月を2桁で表示）
SP342	次に掲げる要件に適合する場合には、微量危険物として運送することができる。 (1)　内装容器はガラス製（アンプル、カプセル等）であること。 (2)　内装容器１個あたりの充てん量が30ml未満であり、かつ、外装容器１個あたりの充てん量が300ml以下であること。 (3)　充てん後の内装容器について温水浴槽試験（内部圧力が55℃における酸化エチレンの蒸気圧と等しくなるまで温水中に入れること。）を行い、漏えい、ひずみその他の欠陥がないことを確認すること。 (4)　内装容器は、酸化エチレンといずれの反応も起こさないこと。 (5)　内装容器は、プラスチック製袋に入れて密閉し、外装容器に収納すること。ただし、ガラス製の内装容器は、当該容器が損傷した場合にあっても、プラスチック製袋に穴が開かないように緩衝材により保護されていること。
SP343	原油から発生する硫化水素の蒸気が備考2(6)(i)ハの吸入毒性試験による容器等級の判定基準のうち蒸気を発生する物質に係る基準に該当するものに限る。
SP344	IMDGコード6.2.4に規定する要件に適合するものであること。
SP345	ガラス製の開放型極低温容器（内容積が１リットル以下であり、かつ、二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に充てんされたガスであって、内装容器が損傷を防止するために緩衝材に包まれたものは、危険物に該当しない。
SP346	多孔性物質に完全に吸収された窒素（深冷液化されているものに限る。）を開放型極低温容器に収納する場合は、危険物に該当しない。
SP347	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第1部試験シリーズ６(d)の試験により、点火又は起爆が起きた場合の影響が包装内に限られると判定されたものに限る。
SP348	平成24年１月１日以降に製造された電池については、外装ケースにワット時間を表示すること。
SP355	作動薬包（等級1.4がであって、隔離区分がＣ又はＳとなるものに限る。）を内蔵する医療用の酸素ボンベ（作動薬包の不慮の作動を防止するための措置が講じられたものに限る。）であって、酸素ボンベ１個あたりの火薬の質量が3.2ｇ以下のものを含む。
SP356	乗物若しくは乗物の完成部品に取り付けられた水素吸蔵合金又は乗物に取り付けられる予定の水素吸蔵合金は、規則第条第３項第１号ロの規定に従い、高圧ガス保安法又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に適合することが危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が添付されていること。
SP357	原油から発生する硫化水素の蒸気が備考2(6)(i)ハの吸入毒性試験による容器等級の判定基準のうち蒸気を発生する物質に係る基準に該当するものは、国連番号が3494の危険物に該当する。
SP358	濃度が1質量%を超え5質量%以下のものであって備考6(1)のP300に規定する小型容器に収納されたものは、国連番号が3064の危険物に該当する。
SP359	備考6(1)のP300に規定された小型容器に収納されていないものは国連番号が0144の危険物に該当する。
SP360	リチウム金属電池又はリチウムイオン電池のみを動力源とする自動車は国連番号が3171の危険物に該当する。
SP361	1　キャパシターは、次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1)　ケーシングにエネルギー貯蔵容量がWh単位にて表示されていること。 (2)　ケーシングに設けられた圧力弁又はきり欠きより、使用中に上昇する内部圧力が安全に開放されるよう設計されたものであること。 (3)　備考2(1)から(8)の判定基準に該当する電解液を含む場合は、95kPaの圧力差試験に耐えうるよう設計されたものであること。 2　キャパシターは次の状態で運送すること。 (1)　非充電状態であること。ただし、装置に組み込まれている場合であって、短絡を防止する措置が施されている場合を除く。